

令和8年度松浦市会計年度任用職員（事務補助）募集案内

令和8年6月22日

◎令和8年度中に採用する会計年度任用職員（事務補助）を募集しています。

登録者の中から、必要に応じて条件に見合う方を選考し、会計年度任用職員として任用します。
専門職（保育士、保健師、看護師等）の会計年度任用職員については、随時ハローワーク求人票等を通じて募集しますので、この登録制度の対象外です。
※会計年度任用職員とは、1会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）内の任期で任用される非常勤の一般職の地方公務員です。

●募集にあたっての注意事項

- ご登録いただいても、必ず任用されるものではなく登録期間中に連絡がない場合があります。
- 希望する勤務先や勤務形態でない勤務先から面接等の連絡が来ることがあります。
- 会計年度任用職員は、登録者から選考するほか、ハローワーク等に直接募集することがあります。

① 登録方法

任用を希望される方は、「会計年度任用職員登録申込書」に必要事項を記入し、写真を貼付の上、⑦の提出先に持参又は郵送で提出してください（申込書はできる限り両面コピーの上、提出をお願いします）。なお、提出書類は返却いたしません。また、市から登録完了の通知は行いません。
登録申込書は、松浦市のホームページ（<https://www.city-matsuura.jp>）からダウンロードされるか松浦市役所政策企画課人事係、福島・鷹島支所地域振興課でお受け取りください。

② 登録受付期間

随時受け付けています。

③ 登録期間

登録受付日～令和9年3月31日

※期間内に登録の削除を希望する場合には、政策企画課人事係へご連絡ください。

④ 応募資格

募集職種の資格要件等（別表参照）を満たす方で、以下のいずれにも該当しない方

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 松浦市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

⑤ 選考方法

登録受付期間中に登録された者の中から書類選考し、政策企画課人事係より面接等のご連絡をいたします。面接の結果、採用となった方が令和8年4月以降、本市会計年度任用職員として勤務していただきます。年度内に欠員が生じた際には、随時選考を行います。

⑥勤務条件等

★任用根拠 地方公務員法第22条の2第1項

★任用期間

任用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定める期間
最長で、4月1日～翌年3月31日となります。

★業務内容

データ入力、文書作成、窓口対応、資料整理等を基本としますが、配属先により異なります。詳しい業務内容等をお聞きになりたい場合は、政策企画課人事係へお問い合わせください。

基本的なパソコン能力が必要です。

★基本報酬 時間額 1,200円 又は
月額 176,900円 (週35時間勤務の場合)

★諸手当

・期末勤勉手当 … 任用期間が6か月以上で週の勤務時間が20時間以上等、一定の要件を満たす場合に支給します。支給月数は、年間最大4.65月分です。※在職期間により異なる場合があります。

・費用弁償(通勤費) … 常勤職員に準じて市の規則に基づき支給します。

(通勤距離片道2キロメートル以上、勤務形態に応じて月額又は日額)

★勤務形態

週の勤務時間37時間30分以内で、配属される課により割り振ります。

事務補助の主な勤務形態(例)

◆月～金曜日9時00分～17時00分(休憩60分)1日7時間、月20日間程度(社会保険有)

◆月～金曜日のうち、週19時間以内で勤務時間等を割り振ります。(社会保険無)

★休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)

※勤務先によって異なる場合があります。

★休暇

年次有給休暇 … 勤務形態により、市の規則に基づき付与します。

特別休暇 … 夏季休暇、忌引休暇等を市の規則に基づき取得可能です。

★条件付採用

(試用期間)

任用後1か月間(1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまで)を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

★福利厚生

勤務形態により健康保険(長崎県市町村職員共済組合)、厚生年金保険、雇用保険、公務災害補償等に加入します。

★服務

地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。

パートタイム会計年度任用職員は、営利企業への従事(兼業)は制限されませんが、兼業を行うことによって、職務の遂行に支障をきたす恐れがある場合や松浦市の信用を損なうような恐れがある場合は、兼業を制限します。

⑦登録に関する問合せ及び提出先

松浦市役所 政策企画課人事係

〒859-4598 松浦市志佐町里免365番地 (Tel.0956-72-1111 内線303・323)